

令和3年度

社会福祉法人あだちの里 事業計画

目次

- はじめに
- I 法人使命の推進
- II 福祉の置かれた状況
- III 法人意思決定・議決機関
- IV 本年度法人経営の基本的考え方
 - 1 安全安心な事業経営
 - 2 顧客満足度の推進
 - 3 ニーズに応じた事業展開
 - 4 法人ガバナンスと組織整備
 - 5 健全財政の確立と財務規律の強化
 - 6 職員管理と職員育成の推進
 - 7 公益的な取組みと地域関係機関との連携
- V 後援会活動への協力
- VI 事業所・事業活動一覧

はじめに

平成8年に「足立区手をつなぐ親の会」を母体に社会福祉法人として設立されて26年目を迎えます。

昨年は、世界中に感染拡大した新型コロナウイルスが大きな脅威となり、その対応に追われ事業計画を大きく変更せざるを得ない1年でした。感染の波は第2波、第3波と大きくなり依然予断を許さない状況が続いています。予測の立たない状況ではありますが、ニーズに対応できるよう感染予防に一層の重点を置きながら、今年度の事業を安定して行えるよう進めて参ります。

令和3年度は、あだちの里第二期中長期事業計画（平成31年度から令和5年度）の3年目となり、33の行動計画のうち13項目が準備期間を経て、実施スタートの時期となります。また、3年に一度の障害福祉サービス等報酬が改定されます。各事業の改定内容等を鑑み安定した経営が行えるよう、事業の見直し維持発展を推し進めていきます。

I 法人使命の推進

「障がい者が地域と共に 笑顔で生活できるよう 私たちは応援します」

上記の法人のミッションは、障害者権利条約の意義を含んだものです。法人は、障がい者のライフステージにおけるさまざまなニーズを的確に把握し、生まれ育った足立区において自立と社会参加ができるよりよい環境の提供を目指し必要なサービス事業を実施します。

法人宣言(基本理念)やミッションについて、更なる内容充実のため中期的に検討を進めます。

II 福祉の置かれた状況

1 人権擁護の推進

障害者差別解消法では不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供が定められ、障がい者の権利擁護が法制度面で整備・推進されています。

しかしながら、「津久井やまゆり園事件」以降にも障がい者施設における虐待事案は後を絶ちません。

共に生きる社会を実現していくために法人は人権擁護を掲げ取り組んでいかなければなりません。法人における中心的な課題は、障がいがあっても地域社会との共生ができる環境を整える事業展開をすることです。障がい者の意思決定支援をすすめ、活動や生活がし易いように個々に応じた合理的配慮を推進していきます。

2 福祉行政の動向と社会福祉法人の役割

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+0.56%となっています。サービスごとに報酬設定は違いがあり各事業において影響を分析し対応を進めていきます。障がい者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行、地域生活支援拠点等の機能充実、質の高い相談支援の提供のために報酬が見直されています。

また、就労系サービスについての更なる見直しと基本報酬体系の類型化があり、各事業についてあり方を検討し対応を進めていきます。

足立区の「足立区障がい者計画（平成 30 年度から 6 年間）」及び令和 3 年度からの「足立区第 6 期障がい福祉計画（3 年間）」、「足立区第 2 期障がい児福祉計画（3 年間）」との整合性をふまえて事業を進めます。

3 社会福祉法の改正と対応

社会福祉法改正による社会福祉法人制度改革は「制度論」から「実践論」へと制度改革への対応を具体的に実践することが求められています。

改正社会福祉法は、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取り組みを実施する責務等、社会福祉法人に主体的自律的法人経営を求めています。また、地域包括ケア強化法の改正により「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けて地域生活課題への取り組みや共生型サービスが規定され、地域における包括的な支援体制づくりに行政とともに取り組んでいくことが求められています。

4 人材確保をめぐる状況

福祉人材をめぐる状況は年々きびしくなっています。人口構造が「高齢者の急増から現役世代の減少」へと 2025 年の「少子高齢社会」から 2040 年「少子高齢・人口減少社会」へと変化していきます。福祉分野の人材不足の深刻化、人材確保の困難さのなかで法人の使命を実践していく人材の確保・育成・定着に重点的に取り組んでいきます。また、コロナ禍での雇用情勢の変化に対応した人材確保を進めます。

III 法人意思決定・議決機関

1 理事会・評議員会の運営とガバナンス強化

経営組織のガバナンス強化として理事会と評議員会の権限・役割が明確に分けられました。評議員会は理事会に対するけん制機能を有し、諮問機関から議決機関になり、理事会は法人の業務執行に関する意思決定や理事の業務執行の監督を行う機関になっています。

令和 3 年度は理事・監事・評議員の一斉改選の年になります。地域やご利用者等の意見を反映し理事会・評議員会を適切に運営していきます。

2 役員等への取り組み

理事会及び評議員会は直接の出席が重要となります。案件検討における資料や説明を分かりやすく工夫し役員等相互の意見交換ができるようにし、充実した法人経営及びコンプライアンスの確保のための機関となるようにします。

IV 本年度法人経営の基本的考え方

1 安全安心な事業経営

(1) 人権擁護の推進

施設の運営基準に障害者虐待防止の更なる推進が盛り込まれます。各施設に設置された虐待防止委員会の機能を強化します。さらに人権擁護委員会及び人権啓発委員会の活動を中心に人権擁護を推進します。

倫理綱領や職員行動規範の周知、新人研修や全職員対象の研修、セルフチェック、支援場面での『にやり・ほっと』の提出励行（より良い支援の共有）、委員による施設訪問や各施設による人権の日の取り組みを実施します。職員行動規範や法人虐待防止マニュアルの内容更新を行います。また、意思決定支援や合理的配慮に基づいたサービスの提供について、法人としてのスタンダードな支援が行えるよう検討を進めます。

行政の相談・通報窓口との連携を深め、ご利用者に寄り添って就労活動、社会参加や生活場면을整えていきます。

(2) 施設整備

江北ひまわり園は、開設3年目を迎え、ご利用数は事業部門による違いは顕著にあるが全体では着実に増加し、地域との関係もひろがり、利用者に安全、安心で使いやすい施設となりました。

また、老朽化した既存施設については「足立区障がい者通所施設整備方針（平成29年改定版）」にそって対応していきます。

梅田ひまわり工房の施設の老朽化に伴う課題は明白です。事業継続に向けて引き続き区との話し合いを重ね、具体的な方向性を定めます。

(3) リスクマネジメント、危機管理

昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めるため、新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染対策の検討をはじめ、事業所間の情報共有、衛生資材確保、BCP作成、法人内の応援体制を整備してきました。

サービスの提供はご利用者やご家族の地域生活に欠かせないものであり、必要なサービスを安定的・継続的に提供するため、感染症への対応力を強化し、感染対策を徹底しながら、提供体制を確保していきます。

① 安全、安心な環境と支援体制整備

リスクマネジメント委員会を中心に、毎月各所で発生した事故報告を集計し、原因を分析するとともに、法人全事業において再発防止や危機意識向上のため啓発活動を実施していきます。安全、安心に係る体制を整え管理強化し、引き続き職員一人一人が事故防止への意識や、知識、技能を向上させ適切な事故対応が行えるように職員育成をしていきます。

② 防災対策の強化

当法人が運営する事業所には、災害発生時に様々な配慮を必要とする方が利用しており、ご利用者の安全を確保するため、災害による被害の発生を未然に

防止することや災害発生時における迅速かつ的確な対応が求められます。

また、足立区は四方を河川に囲まれた地域という特性を考慮した自然災害に備えた対策が必要となります。令和元年に発生した「東日本台風」等、近年多発する大規模災害の経験を踏まえ、昨年度に引き続き、風水害対策の強化を中心に以下のとおり取り組んでいきます。

- (ア) 災害時対応のBCPの再構築
- (イ) 水害時を想定した避難訓練
- (ウ) 足立区や近隣町会等との連携強化
- (エ) 職員への防災教育

③ 個人情報の管理について

法人の個人情報保護規程に基づき各事業所における個人情報管理の徹底を行います。また個人情報流失等の事故が発生しないように、日頃より管理の確認や、職員教育を実施します。

④ 健康管理と高齢化対応

ご利用者の高齢化に伴い、生活習慣病など罹患率が高まり、認知機能や身体機能の変化、誤嚥や転倒事故の予防に一層の注意が必要です。看護師会議、栄養士会議やリスクマネジメント委員会や高齢化対応委員会が横断的に連携し予防、事故発生時の対応をより実効性のあるものにしていきます。

(4) 苦情対応・解決

障害福祉サービスにおける苦情は各事業所に苦情解決責任者及び受付担当者配置し、迅速、丁寧かつ適切な対応を行います。

その上で必要に応じて第三者委員による検証委員会や人権擁護委員会等を開催し、原因の調査分析と再発防止に取り組みます。

2 顧客満足度の推進

(1) ご利用者支援計画の充実

各事業所は事業計画において、三年後のゴールを設定し年度ごとの経営方針を示して利用者支援の充実を図っています。サービス等利用計画と個別支援計画を連動させ支援を充実します。個別支援計画の実施期間をサービス等利用計画に合わせ支援の整合性を高めます。また、ご利用者の意思決定支援や合理的配慮についても実践をすすめていきます。

(2) 高齢化に対応した支援

① 高齢化に配慮した支援

ご利用者の高齢化にともなう身体機能の低下等による重度化・重複化は、日常の活動や作業能率等に表れています。年齢や体力面等に配慮した支援内容やグループ編成を工夫し活動環境の改善を進めます。

② 家族を含めた支援

同居し介護する親の高齢化などで家庭の維持が難しくなる要支援家庭に対し関係機関と家族状況等の情報の共有をすすめ連携して支援していきます。家族支援を充実させるため、地域包括支援センターとの連携を進めます。高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスが受けられる共生型サービスを見据えた組織づくり等を検討していきます。

③ 専門職との連携

高齢化に伴う機能低下に対するニーズに応えられるよう理学療法士等の専門職配置を確保し、身体機能維持・回復プログラム等の導入や法人としての高齢化対応方針を検討し策定していきます。

特に食事面に関しては、咀嚼や嚥下機能の低下がみられるケースが増えてきており、栄養士をはじめ支援員、看護師等による慎重な評価と言語聴覚士等の専門職との連携により望ましい食形態への移行を進めていきます。

④ 送迎サービスの導入検討

生活介護（作業訓練型）において、送迎サービスに対するニーズ調査を実施しました。その結果、送迎サービスが必要と考えているご利用者は40%でした。しかし、すでに送迎サービスを求め他施設への移動を希望する利用者もあり、数年後には送迎サービスの利用希望者は、過半数を超えるものと予測されます。このように施設への通所の支援、送迎は大きな課題になっています。福祉園系の通所バス方式とは違う施設独自の送迎サービスを検討し、引き続きニーズ調査や、情報収集を継続しながら令和5年度からの導入に向けて準備を進めます。

⑤ 高齢化に備えたグループホームの支援

グループホームのご利用者が高齢化に伴い、日中活動先の変更、居住の変更をされ、障害福祉サービスと介護保険サービスを併用することが増えています。介護保険等の知識や介護技術を習得し、相談支援事業所や地域包括支援センターとの連携を取り支援をしていきます。また、日中サービス支援型グループホームの施設整備を含め、居住支援の在り方を検討していきます。事業の前提である世話人の安定的な確保に向けた対応策を検討実施します。

(3) 保健・衛生管理

各事業所は、事業計画に則り、嘱託医と連携して各種健診を行うほか、健康観察や健康相談などにより、異常の早期発見や治療の促進を行い、ご利用者の健康の維持増進を図ります。また、ご利用者を感染症などの疾病から守るために、衛生管理に努めます。特に、新型コロナウイルスに対しては、感染により命の危険が懸念されることから、利用者や職員の健康観察、感染予防の徹底、

感染者が発生した後の感染拡大やクラスター発生を防ぐための迅速な対応など、ご家族と情報を共有しながら感染拡大防止対策を遂行します。そのほか、熱中症や食中毒（6月～9月）、インフルエンザやノロウイルスなどの感染性胃腸炎（10月～3月）の時期には、手洗いの徹底や定期的な館内消毒、室温や湿度の管理、排泄物や嘔吐物処理、感染症発生時の対応などについて、法人マニュアルなどをもとに職員への衛生教育を行い、感染症予防対策を強化していきます。

(4) 食事・栄養管理

今年度は安心安全な給食提供を目的とし、給食委託業者を変更します。昨年度は食材の発注や品質管理に課題がありました。委託業者への指導や管理を徹底して行うとともに、各施設に配置している栄養士によるチェック機能を強化します。各事業所は、常に安全で美味しい給食を提供していきます。年に1回、嗜好調査や残菜調査、更にはご家族対象の試食会を実施し、より良い給食の提供に努めていきます。その他、必要に応じて個別栄養相談を実施する他、給食ニュース等を通じてご利用者だけに留まらずご家族に向けて食の大切さの啓発活動を行っていきます。

3 ニーズに応じた事業展開

(1) 地域移行の推進とグループホームの充実

地域生活支援型入所施設として施設整備された「希望の苑」から地域生活移行を進めるためには、入所施設、相談支援機関、グループホーム等との有機的な連携強化が不可欠です。法人内や外部関係機関との連携を深め地域移行の取り組みを強化していきます。東京都地域移行促進コーディネート事業を引き続き受託して都内外の入所施設や都内グループホームの情報を得て有意義な地域移行に貢献できるよう関係施設や機関と連携していきます。

東京都のグループホーム支援事業の変更に対応し、現状のご利用者の意向や状況等を踏まえ、自立生活援助事業を展開し地域移行の充実を図るためグループホームを安定運営する体制を検討していきます。

重度・高齢化に対応するグループホームのニーズがあるものの整備が進まない状況です。支援者の体制、安定した運営を確保することを前提に、重度化・高齢化に対応できる施設整備と助成制度の充実強化を求めています。

(2) 相談支援事業の充実

福祉サービス等を円滑に利用するためのプランを作成する計画相談は順調に推移していますが、65歳到達前5年間の居宅介護サービス利用経験の有無で、65歳以降の障がい福祉サービスの利用継続が左右されるため、事前の準備が課題になっています。可能な方については居宅介護事業所との連携を図り、次のステージへの移行を進めるほか、事業所内でも共生社会を踏まえたコーディネートの在り方について検討します。

また、これまで単身者中心に行っていた自立生活援助事業について、高齢ご

家族との同居者まで範囲を拡大し、安定した生活維持のために必要なサービス組立てを検討します。

障がい児相談については、年々利用者が増加しています。児童発達及び教育現場との連携も必須であり、今後医療的ケア児への対応を検討します。

(3) 地域生活支援拠点の新たな位置づけとして

足立区の地域生活支援拠点は面的整備として拠点の5つの機能（相談、緊急時の受入れ、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を既存事業から位置づけて開始しました。法人は拠点の機能について、希望の苑、相談支援センター、大谷田グループホームで担います。

相談として、緊急時の支援に不安を抱えるご利用者を事前に把握し、常時の連絡体制及び緊急受入れ体制等を確保します。また、様々なニーズに対応できるサービス体制の確保や、地域の社会資源が円滑に利用できる連携体制の構築のために、障がい福祉課及び基幹相談支援センター「あしすと」と連携を図り、足立区全域の関係者との広いネットワークづくりと、対応できる人材の育成に努めます。緊急時の受入れの緊急保護事業と短期入所について、希望の苑が位置付けられ緊急時の保護の役割を担い地域生活を支援していきます。体験の機会・場として機能を大谷田グループホームが担います。

(4) 新たなサービスの検討と事業の見直し

障害福祉サービスの指定基準等の見直しや報酬改定等により運営の見直しが必要になる事業について、事業のあり方を検討し適正性を確保していきます。

就労系事業（就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）は外部内部環境の変化等様々な要因により現状と事業特性の乖離が大きくなっています。報酬改定の状況を踏まえて、事業のあり方を見直し、事業変更も視野に入れながら、対応をすすめていきます。

(5) ケース記録システムの導入による業務の標準化と ICT 活用

効率的に支援記録作成業務を行い、サービスの標準化が進むよう法人全施設において統一したケース記録システムの導入をはかります。システム導入による記録の効果的活用で支援の質の向上が期待できます。また、障がい福祉現場の業務効率化のため ICT 活用をすすめていきます。

4 法人ガバナンスと組織整備

公認会計士による外部監査として中間監査及び決算監査を受け、財務の在り方や処理方法についての助言指導を事務改善に生かしていきます。遵守すべき法令、経営理念、社会的ルールを職員一人一人が正しく認識し業務に専念できるよう進めていきます。

改正社会福祉法により一定規模以上の法人への会計監査人の設置及び社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な内部管理体制整備が規定されました。

今年度中に会計監査人の本格導入に向けて対応していきます。

(1) 法人本部機能の強化と組織整備

法人として管理部門の中核として財政状況を把握し、経営・業務・人事管理に係わって実態把握するとともに、法人全体を見通した方針を立て、施設管理についても牽引していきます。法人本部の組織体制を昨年度から総務課、財務課に整備し、必要な人員を配置し財源を確保しました。法人本部、各事業所の業務を明確にし、法人本部の強化をさらに進めます。

(2) 各種委員会の整備と事業統括機能の確保

障害福祉サービスや経営上の課題解決のために委員会や職種別会議を設置して対応を進めます。法人の事業方針を受けて委員会の目的と主な内容をまとめるとともに年間計画を立てて組織的計画的に運営していきます。また、年度末には年間を通じた実績と引き継ぎ課題を明らかにしていきます。

事業が同一でも施設ごとの運営の違いが指導検査等において不統一の問題として生じています。施設間を横断的に管理する横串機能を委員会にもたせ業務の適切性を確保していきます。業務と組織の安定的な運営のためサービスの標準化を進めます。

(3) 大規模施設の組織整備

障害者支援施設 希望の苑は、入所・通所サービスの施設系と地域生活支援センターの事業系とに分かれています。施設系はご利用者の高齢化、重度化や障がい者の多様化への対応をすすめ、施設入所支援において日々の暮らしの場としての生活の質を高め、施設設備やサービス内容の再構築を進めます。

地域生活支援センターの事業所・ユニットの管理体制を整え、既存のユニットの在り方を検討し、施設設備やサービス内容の再構築を進めます。

(4) 広報紙やホームページでの情報提供による透明性の向上

社会福祉法人の事業運営の透明性を向上させ、経営状況や事業内容を理解してもらうため情報発信を充実します。適宜ホームページを更新し、法人広報紙の内容を充実させ発行します。また時代に対応する情報ツールの活用（SNS等）等を検討します。ご利用者のニーズに応じたサービス選択に資することを目的とする障害福祉サービス等情報公表制度に対応し事業所の基本情報や運営情報を報告・更新していきます。

5 健全財政の確立と財務規律の強化

(1) 安定的な経営と収入の確保

障害福祉サービスの報酬内容や各種補助金の制度理解を深め、確実に財源を確保していきます。令和3年度の報酬改定や東京都の加算制度の見直し足立区の法人補助に適切に対応していきます。赤字となっている事業について事業継

続性の確保をふまえて改善策等見直しを進めていきます。法人の事業への寄付受付を進めます。

(2) 法人資金管理の整備

法人の経営を安定させ、法人事業を機動的効率的に展開していくために、法人本部が資金を管理するなど法人本部機能を発揮できる体制強化が必要です。足立区の施設整備補助制度は改正され法人負担が大幅に増加しています。施設整備の法人資金を計画的に確保します。

(3) 社会福祉充実計画の作成

改正社会福祉法による財務規律の強化として、いわゆる「内部留保」の明確化があります。社会福祉充実残額に対する適切な社会福祉充実計画を作成します。

6 職員の確保、育成、定着の推進

(1) 人材の確保と職場定着の推進

福祉関係の介護、保育分野の人材不足のなか、障害福祉サービス分野においても人材確保が厳しさを増しています。法人本部を中心に各事業所が協力して、これまで以上に採用活動を強化、工夫し人材を確実に確保していきます。採用のための就活イベントへの参加、就職サイトの有効活用、インターンシップ開催等により人材確保策を更に強化します。また、各施設では大学や専門学校等との関係を深め、実習等の受け入れ機会を人材確保のために活用します。

新規採用者等の法人入職後の労働条件や労働環境を改善、福利厚生や研修機会の充実等をすすめ職場定着を図ります。法人及び管理者は組織の重要課題として積極的に取り組みます。

採用後の育成定着のため研修体系を見直し、各等級の OJT を充実させることに取り組みます。負担軽減、生産性向上のため介護ロボットスーツや見守りセンサーなど ICT 技術の活用を検討します。

(2) 人事考課制度の充実

人事考課規程や等級ガイドラインにもとづき人事考課制度と昇格・降格を連動させ人事管理を充実してきました。目標面接など考課制度を十分活用し、人材育成を一層充実したものにするため、見直しを進めます。将来の法人の中心となる人材を育成していくための人事考課制度を再構築していきます。

(3) 研修体系の整備

人材育成研修委員会で法人内の研修体系を再構築し、各委員会主催で行っていた研修（人権擁護・虐待防止・リスクマネジメント・個人情報保護・ハラスメント研修等）を取りまとめていきます。

等級別に示されている「等級ガイドライン」にリンクした「研修の手引き」

を作成し、人材育成の考え方や目指すべき職員像の共通理解を図り、より専門性を高めます。また、研修体系と研修内容、受講履歴を見える化し法人内で一体化していきます。

居住系事業の変則勤務にあたる職員の研修のあり方は、実態に即した方法で実施し、誰もが研修を受講し専門性が高められるよう整備していきます。

(4) 専門性の確保、向上

支援の専門性の確保について理学療法士等の専門職の導入や研修の実施などは各施設で対応しています。重度重複・強度行動障害に対する支援、医療的ケア、就労支援、発達障害支援などの知識・技能面などにおいて専門性を確保した職員の支援力向上に向けた取り組みを推進します。

重度障害者支援加算は強度行動障害者支援の専門性を高めることになり、都研修の参加を組織的にすすめていきます。

全ての職員が一定の知識・技術を持ち、支援することは必要不可欠です。経験年数等問うことなく、段階的に習得できるシステムを構築していきます。初年度は全ての職員が「障がい特性」に対する初任者研修、フォロー研修を実施します。

(5) メンタルヘルス

労働安全衛生法に対応し 50 人以上の事業場ではストレスチェックを実施しています。また、対象施設以外の施設においても職員の心身の健康のために衛生推進者を中心に実態を把握し労働環境を整備し休業や離職を防止します。

(6) ワークライフバランスの推進

足立区ワークライフバランス推進企業として最高水準となる「三ツ星」に認定されています。毎年、有給休暇取得率がアップしており働き方改革関連法による計画的な年休取得をはかります。

職員が働きやすい・働きがいのある職場環境の事業場として、労働関係法令の規程に基づく整備をしていきます。また、事業内容の見直しや業務の生産性の向上により労働時間や超過勤務の適正管理を進めます。

7 公益的な取組みと地域関係機関との連携

(1) 法人としての公益的な取組み

法人として、地域における公益的な取り組みを実施する責務が課されました。東京都社会福祉協議会の広域連携支援の取組みである東京都地域公益活動推進協議会に参加します。

足立区に法人本部を置く社会福祉法人ならびに足立区で活動する事業所で構成する「足立区社会福祉法人連絡会」（会員数 102）に参加していきます。地域における「制度の狭間の課題」や「複合的課題」に対し、高齢、障がい、児童などの分野を越えて連携し、地域公益活動（子どもが安心して過ごせる居場所づ

くり)などに取り組んでいきます。

法人の「公益的な取組方針」は、①地域住民の交流・体験の場の提供、②法人・施設の持つ機能や専門的な力の還元、③地域のニーズをとらえた取組、④地域の活性化に寄与する取組、⑤社協や他法人と連携共同の取組、⑥取組の情報提供・広報の6つとしています。コロナ禍において、これまで、竹の塚施設の地域交流会、谷在家の体操サロン、綾瀬施設の子ども～大人の地域食堂「あやせもりのひろば」「フードパントリー」、江北ひまわり園の「みのりの秋まつり」などに取組んできましたが、実施が難しいものがあります。

毎月第三火曜日を「地域清掃活動の日」と設定し、各施設で地域清掃を通じ「地域のニーズ」見つけてきましたが、引き続き今年度も取り組んでいきます。また、地域町会・自治会長や民生委員等との意見交換の場を設け、「地域ニーズ」に触れ、公益的活動の基礎資料を得て、事業の展開に繋げていきます。

(2) 関係団体との連携と社会貢献

法人としての取組みや事業展開等においては、親の会など関係団体との連携を図ります。また、社会貢献として、これまで以上に施設設備の開放、施設機能の開放、人的貢献、地域の住民としての活動をすすめていきます。

(3) 地域への貢献

足立区のビューティフル・ウィンドウズ運動に各施設は参加するなど地域美化活動を引き続き行い地域住民に貢献できる活動を組織します。

災害発生時における足立区の第二次避難所（福祉避難所）の指定について足立区と「第二次避難所施設等利用に関する協定書」を結び、竹の塚施設（竹の塚ひまわり園、竹の塚福祉園）、綾瀬なないろ園、江北ひまわり園を第二次避難所指定施設としています。新たに西伊興ひまわり園、西新井ひまわり工房、梅田ひまわり工房、谷在家障がい福祉施設とも協定を結びます。

(4) 地域法人との連携

本法人の通所事業所は、区内他法人のグループホームのバックアップ施設として協定を結んでいます。地域の法人として、災害時などでの協力関係を構築するなど連携を深めます。

VI 後援会活動への協力

綾瀬後援会（綾瀬ひまわり園、綾瀬なないろ園）、竹の塚後援会（竹の塚施設、希望の苑、梅田ひまわり工房、地域グループホーム）、谷在家後援会（谷在家障がい福祉施設、西伊興ひまわり園、西新井ひまわり工房、江北ひまわり園）の三つの法人後援会が地域毎に組織されています。法人の事業活動への応援や法人に対する寄付、親睦、交流を図る行事の企画等で支援していただいています。今後も、施設も一緒に企画運営するなど協力関係を強めていきます。

Ⅶ 事業所・事業活動一覧

(1) 日中活動の場

No	施設名	事業名	定員	主な事業計画
1	綾瀬ひまわり園	就労継続A型	10	作業アセスメントを充実させ、就労への支援力を高める。仕様書の作業内容見直しや清掃体制を精査し効率的業務を行う。
		就労継続B型	35	パン製造部門は HACCP 制度導入に対応した仕組みづくりを構築する。報酬改定に即して高工賃支給と多様な活動のあり方を検討する。
		生活介護 (作業)	45	ご利用者の高齢化に伴うプログラムを更に充実させる。介護保険サービス利用も視野に入れ、多機関連携を強化する。
2	綾瀬なないろ園	就労継続B型	30	パン製造販売では事務職と連携した在庫、原価管理を徹底し、受注グループでは安定かつ効率的な作業を確保することで工賃向上を目指す。
		生活介護 (生活)	20	高齢化や身体機能維持への配慮、意思決定支援を行いご利用者一人一人の力が発揮できるよう個別性と専門性の支援の質を向上させていく。
3	竹の塚 ひまわり園	就労移行支援	12	コロナ禍においても企業就労に結び付くように関係機関と連携をとり、企業見学・実習を行い、ご本人が希望する就労に結び付けていく。
		就労継続A型	13	新型コロナウイルス感染症に留意しながら安心・安全に取り組める環境を整えると共に、機会を見極め就労に向けた支援を実施する。
		就労継続B型	25	費用対効果、原材料費を細かく抽出し無駄を削減しながら、稼ぐ力をつけ、高工賃を目指す。感染対策を徹底し、安心・安全な環境を整える。
		生活介護 (作業)	55	意思決定支援の1つとして、作業活動を含めた選択制を継続する。コロナ禍の中でも安全に配慮しながら楽しめる余暇活動を提供していく。
4	竹の塚福祉園	生活介護 (生活)	60	新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じつつご利用者の障がい特性及び高齢化等の課題に対して環境設定と支援面の体制を整える。
5	希望の苑(通所)	就労継続B型	25	箱折りを中心とした受注作業や、清掃作業など日々安定した生産活動の機会を提供し、個々の目標に応じた支援をする。
		生活介護 (作業)	15	意思形成が正し情報の中から出来るように ICT 等を用いて様々な情報を提供し、個々に応じた意思表出支援を行う。

6	谷在家福祉園	生活介護 (生活)	60	障がい特性や高齢化等に即した活動内容や構造化を具現化する。障がい分野に応じた環境整備と支援体制を強化していく。
7	谷在家 福祉作業所	就労継続A型	10	自立講座を通じてスキルを伸ばし、業務効率の向上に繋げる。企業実習など他機関と連携し、就労支援にも力を入れていく。
		就労継続B型	20	足立区封入封緘の切り替え年度となり、売上減となる見込。他の受注量の調整と新規業者開拓を行っていく。
		生活介護 (作業)	30	強度行動障害、高齢化に合わせ、幅広く求められる知識、支援技術を学び、ニーズに沿った活動プログラムを提供する。
8	梅田 ひまわり工房	生活介護 (作業)	20	時代の変化や感染症に柔軟に対応し、安全に安心して通所できるように環境を整える。ニーズを的確に捉え、丁寧な支援を提供する。
9	西新井 ひまわり工房	生活介護 (作業)	30	感染症対策を継続し、社会情勢を踏まえた対応と環境整備を適切に行う。新たな三年後のゴールを基に、部会を立ち上げ取組む。
10	西伊興 ひまわり園	生活介護 (作業)	50	ご利用者の意思を尊重し活動の充実を図るため丁寧な支援を行う。状況に応じて活動内容を変化させる。
11	江北ひまわり園	就労継続B型	20	地域での定期販売場所を確保することで売り上げを回復していく。また、パンの製造・販売等の魅力を発信し、新規利用者の獲得としていく。
		生活介護 (作業)	30	障がい特性や個性等を十分考慮したグループの再編成を行い、作業や活動の更なる充実感や達成感に繋がるサービスを提供する。
		生活介護 (生活)	40	意思表示や意思決定を大切に、工夫を重ねた中でやりがいや楽しい活動を提供する。また、専門職との連携を進め健康面を支える。
計	11事業所	5事業種 (22事業)	利用者定員 655名	

No	施設名	事業名	日々定員	主な事業計画
1	谷在家デイサービスセンター	地域生活支援事業	20	世帯状況の把握や身体状況の変化にも即した対応をしつつ、他機関との連携も強化しながら、安定かつ継続した利用につなげていく。
2	竹の塚ふれあいセンター	地域生活支援事業	20	余暇の充実、社会復帰など多様化する様々なニーズに対して、個別に安心して利用できる柔軟性のあるプログラムを提供する。

(2) 居住の場

No	施設名	事業名	定員	主な事業計画
1	希望の苑 (障害者支援施設)	施設入所支援	60	重度障がい者支援体制を進める。高齢化対策としてPT、OTやSTなど多職種連携による支援力を高める。
	希望の苑 (日中活動)	生活介護	(51)	生活動作、活動、行事など個別活動とグループ活動を中心にすすめる。ご利用者満足度の向上を高めるため生活環境を見直す。
		自立訓練	(9)	地域移行の拠点事業として更にサービス内容を充実させる。特に移行に向けたプログラムを強化し地域移行を促進する。
2	希望の苑 (短期入所)	ショートステイ	6	住み慣れた地域で安定した地域生活を送れるように、レスパイト機能や緊急一時保護事業など機能を強化していく。

		事業所	定員	主な事業計画
1	あだちの里 地域生活支 援センター (グループ ホーム)	あだちの里北ホーム (5ユニット)	32	人権擁護を基に、ご利用者の障がい特性を踏 まえた支援ができるよう職員研修等を充実す る。また、高齢化に伴い、居住の場として適 したユニットの設備整備を行うと共に、介護 保険サービスの活用を含め、個々のご利用者 に適した日中活動の場を提案する。
		あだちの里西ホーム (7ユニット)	40	
		あだちの里東ホーム (7ユニット)	39	
		足立区大谷田 グループホーム	7	ご利用者の意向を尊重し、各関係機関と連携 し、個々に合わせた訓練プログラムを再構築 する。
計		20 ユニット	グループホーム定員 118 名	

(3) 地域生活・相談支援等

No	事業所		利用数	主な事業計画
1	竹の塚居宅 介護サービ スセンター	居宅介護 行動援護 同行援護 移動支援	派遣 150	コロナ感染予防対策を講じ、安全・安心に利用で きるよう、ご利用者の余暇活動を充実させる。行 動援護のご利用者ニーズを踏まえ、居宅等事業 の在り方を検討する。
2	あだちの里 相談支援セ ンター	特定相談 障害児相談	800	個々のニーズに寄り添い、安定した福祉サービス 等利用が継続できるように、計画を作成し必要度 に応じた評価・助言を行う。
		一般相談 (地域移行 地域定着)	移行 1 定着 2	地域生活に必要な情報提供と生活スキルを確認し 必要に応じて見学等に同行する。また地域生活開 始後の緊急時相談体制を確保する。
		自立生活 援助	3	自立した生活に必要な支援量を見極め、課題が見 られる際には生活の立て直しに向けて積極的に介 入し、支援体制を構築する。
3	竹の塚ひまわ り園	就労定着 支援	登録 15	コロナ禍の中でも就労者が安心して働き続けら れるよう企業との連携を深め、ご利用者との個 別面談を通して働く意思を確認していく。